

保険証の取扱いについて



保険証とは

健康保険に加入すると、1人1枚「健康保険被保険者証」(以下「保険証」)が交付されます。保険証は健康保険に加入しているという証明になり、病気やけがをしたとき保険医療機関等の窓口で提示すると医療費の一部を負担するだけで受診することができます。

※業務上・通勤途中の病気やけがについては労働者災害補償保険(労災保険)で受けることとなるため、保険証を使って治療を受けることはできませんのでご注意ください。



保険証が交付されたら

保険証に印字されている氏名・生年月日・性別・資格取得年月日等の記載事項に誤りがないかをご確認ください(誤りや変更等があった場合は、会社の健康保険ご担当者の方にお申出ください)。誤りがなければ裏面の住所欄(必要に応じて臓器提供の意思表示欄も)に記入して、大切に保管してください。



紛失・盗難にはご注意ください!

保険証は**クレジットカードのように使用を停止することはできません**。万が一、紛失した場合や盗難にあわれた場合には、悪用(サラリーローン・偽造など)されることがありますので、**必ず最寄りの警察署に届け出てください**。また、会社の健康保険ご担当者の方に申し出て、すみやかに再交付の手続きを行ってください。

※再交付後に保険証が見つかった場合は、見つかった保険証をご返却ください。

※保険証の紛失等による再交付申請が多くなっています。保険証の管理は十分にご注意ください。



その他の注意事項

- 1 保険医療機関等で診療を受ける際には、必ず窓口
に保険証をご提示ください。
- 2 保険証は医療機関等に預けたままにせず、ご自分
で管理してください。
- 3 保険証を他人に貸与しないでください(法律により
禁じられています)。
- 4 不正に保険証を使用した場合は、刑法により処罰
を受けることとなります。
- 5 被保険者の資格がなくなった、または被扶養者でなく
なったときは直ちに保険証を勤務していた会社(任意継
続被保険者の方は当組合)にご返却ください。



保健事業の開催中止について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記保健事業の開催を中止といたします。既にお申込みいただいています皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

体育奨励事業

開催日		開催中止事業名
4月	18日(土)	ウォーキング大会「いちご狩り」

健康管理事業

開催日		開催中止事業名
4月	22日(水)・23日(木)・24日(金)	東実健保会館健診
	23日(木)・24日(金)	東実健保会館体力診断
	27日(月)・28日(火)	健康教室・フォローアップ教室

今後も状況によりイベントや各種教室など、開催中止や延期にさせていただく場合もございますが、その際は随時ご案内いたします。